

ごみ出しは定められた日に!

※お問い合わせは
環境課環境係 (☎880-6557) まで

■次の点を必ず守ってごみを出してください。

- ▶指定日の午前5時～8時までに出してください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出してください。
- *地区外のごみステーションには出さないでください。

▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビンは指定袋で出してください。

*指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
11/1	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
2	金	立田
3	土	田村
5	月	十市(南部)、天行寺、成合
6	火	片山、里改田
7	水	浜改田
8	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
9	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
10	土	篠原、明見
12	月	下啗内、物部、久枝(開田)
13	火	稲生
14	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
15	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
16	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
17	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
19	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
20	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
21	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
22	木	久礼田、植田
23	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
24	土	十市(北部)、緑ヶ丘
26	月	国分、比江、左右山、岩村
27	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
28	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
12/1	土	田村
3	月	十市(南部)、天行寺、成合
4	火	片山、里改田
5	水	浜改田

*黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
11月5日・19日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
11月6日・20日 (第1・3火曜日)	下島、田村(パハス南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
11月7日・21日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
11月12日・26日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
11月13日・27日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(パハス北)、岩村、下啗内
11月14日・28日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
12月3日・17日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
11/1	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
2	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
3	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
5	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
6	火	領石、植野、久礼田、植田
7	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
8	木	立田、田村
9	金	後免町、野田
10	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
12	月	十市(南部)
13	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
14	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
15	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
16	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
17	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
19	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
20	火	領石、植野、久礼田、植田
21	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
22	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
23	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
24	土	国分、比江、左右山、北小籠
26	月	下啗内、物部、久枝(開田)
27	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
28	水	稲生
12/1	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
3	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合

*空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
11月5日・19日 (第1・3月曜日)	天行寺
11月1日・15日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
11月2日・16日 (第1・3金曜日)	下島、田村(パハス南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
11月3日・17日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
11月8日・22日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
11月9日・23日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(パハス北)、岩村、下啗内
11月10日・24日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
12月1日・15日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)

農業用廃プラスチック類(ビニールハウスの被覆資材、マルチ資材、肥料袋など)の処理方法



農家の方

ごみステーションに出さず、農協で処理方法を
確認してください。

農家の方が使用した農業用廃プラスチック類は、法律上、「産業廃棄物」であり、自ら(農家)の責任で適正に処理しなければなりません。

処理方法としては、ごみステーションには出さず、各農協で決められた日時、場所に出してください。各農協により条件、料金などが異なりますので、初めての方は必ず事前に農協へ確認してください。

*1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※お問い合わせは

環境課環境係 (☎880-6557)、農林水産課農林水産振興係 (☎880-6559) まで

一般の方

洗って容器包装プラスチックの日に
*汚れている場合は、小さく切って可燃ごみ

一般の方が家庭菜園に使用した場合は、肥料袋は洗って容器包装プラスチックの日に、また、汚れているビニールなどは70センチメートル四方に小さく切って可燃ごみとしてごみステーションに出すことができます。

大量にある場合や、切ることなどの処理が困難な場合は、購入した店舗や市の許可を受けた一般廃棄物処理業者にご相談ください。

*2 『南国市の家庭ごみの分け方・出し方[保存版][平成24年作成]』の22ページ参照

知って得する国民年金

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告の際に全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象で、この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月に送付されます。

なお、家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送付された控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

■控除証明書専用ダイヤル
(平成24年11月1日～平成25年3月15日)
▶ナビダイヤル (☎0570-070-117)
*一般の固定電話からかける場合は、市内通話料金

国民年金保険料の納付期限は、
翌月の末日です。
忘れず納めましょう。

で利用できます。
▶050、070から始まる電話でかける場合
(☎03-6700-1130)
*通常の通話料金がかかります。

年金受給者の皆さん
「扶養親族等申告書」は
期限までに提出しましょう!

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象となります(障害年金と遺族年金は非課税です)。

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、12月の提出期限までに必ず提出してください。この申告により、翌年中に受けられる年金から天引きされる所得税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の天引き額が多くなる場合がありますので、注意してください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

年金額が108万円(65歳以上の方は158万円)未満の方には、非課税のため「扶養親族等申告書」は送付されません。

※お問い合わせは
南国年金事務所 (☎864-1111) まで

市民からのお便り
もつすへ庭の柿が食べれそうです。